

令和7年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業 業務委託企画提案募集要項

1 目的

この要項は、令和7年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業業務委託プロポーザル実施要領に基づき、千葉県が実施する「令和7年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業業務委託」の加算取得支援業務について、優れた提案を広く募集する公募型プロポーザル方式を実施するため、プロポーザルへの参加方法、提案の選定方法等について必要な事項を定めるものとします。

2 事業の概要

(1) 業務名

令和7年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業業務委託

(2) 業務内容

別添「令和7年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業業務委託仕様書」のとおりとします。

(3) 業務委託法人数

1 法人

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 委託金額の上限

1,161,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

派遣に係る費用は、40回を想定した金額（受付及び派遣調整に要する費用、消費税及び地方消費税を含む）とし、交通費は実費を加算する。

3 応募資格

次のいずれの要件も満たしていることとします。

(1) 法人又は法人の役員が次の各号に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4により地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されているもの

イ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であると認められる者若しくはこれらと社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

(3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

4 応募方法等

企画提案書一式を提出していただきます。

(1) 応募期限

令和7年12月16日（火）午後5時

(2) 提出方法

郵送、持参、電子メールで応募

(3) 提出先

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人・事業者支援班

（電話：043-223-2593）

(4) 提出部数（電子メールによる提出の場合は、紙媒体の提出は不要）

正本1部、副本4部

(5) 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日は除く。）

(6) 企画提案書の各調書

ア 提案事業者に関する調書（様式1）

イ 所要経費の積算に関する調書（様式2）

（ア）本委託業務に関する派遣40回分の費用、交通費については80,000円として算定・計上してください。

（イ）様式3に記載すべき内容が網羅できていれば、独自の様式を使用しても差し支えありません。

ウ 業務処理体制に関する調書（様式3）

（ア）本委託業務に関する実施体制を漏れなく記載してください。

（イ）様式2に記載すべき内容が網羅できていれば、独自の様式を使用しても差し支えありません。

エ 委託業務の具体的な内容・提案に関する調書（様式4）

(7) その他

ア 提出書類は、提出後に変更することはできません。

5 質問の受付

本業務委託に関する質問は、電子メール又はFAXにより受け付けます。ただし、提案や応募者の状況、選定委員名等に関する質問は受け付けません。

受け付けた質問は、県ホームページにおいて回答します。

(1) 質問受付期間

令和7年12月3日（水）から令和7年12月10日（水）午後5時まで

(2) 質問送付先（千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人・事業者支援班）

メール：koureis@mz.pref.chiba.lg.jp

FAX：043（227）0050

(3) 様式

「令和 7 年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業業務委託に関する質問票」

(4) 件名

「令和 7 年度介護職員等処遇改善加算取得支援事業業務委託に関する質問」と記載してください（メールの場合に限る。）。

(5) その他

「法人名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を忘れず記載してください。

6 審査方法

(1) 企画提案書を基に、選定審査委員会において、書面審査及びヒアリング（1 応募者につき、プレゼンテーション及び質疑応答計 15 分程度）を実施し、各選定審査委員会委員が採点した結果、最上位（合計点数が最も高い）に順位付けした委員の数が最も多い事業者を委託先候補者に選定します。

なお、応募が 1 者のみの場合は、書面による審査を実施します。

(2) プrezentation・ヒアリングによる審査を、令和 7 年 12 月中旬に実施する予定です。詳細につきましては、応募者に別途通知します。

(3) 審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価します。

ア 企画提案内容

(ア) 提案の的確性

(イ) 実現性

(ウ) 効率性

イ 経費妥当性

ウ 業務遂行能力

(ア) 実績

(イ) 人員体制

(ウ) 相談・問合せ体制

(エ) スケジュール

(4) 審査結果については、応募者全員に対し、郵送にて通知します。

7 委託契約

選定審査委員会が決定した法人を委託先候補者とし、詳細な業務内容及び契約条項について協議、合意したのちに単価契約による委託契約を締結します。

(1) 契約期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 契約に当たっての留意事項

ア 選定された委託候補者は、契約に当たり千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則 13 号の 2）第 99 条により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納める必要があります。ただし、この契約保証金は免除となる場合があります。

イ 契約者は、給付金交付業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせるこ

とはできません。

ウ 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守していただきます。

8 応募者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は、その者は失格とし、提案を無効とします。

- (1) 応募資格のない者が応募した場合
- (2) 所定の応募期限、応募方法により企画提案書が提出されない場合
- (3) 同一のプロポーザルについて、2以上の提案をした場合
- (4) 同一のプロポーザルについて、自己のほか、他人の代理をした場合
- (5) 同一のプロポーザルについて、2以上の代理人をした場合
- (6) 提案に関連して、談合等の不正な行為があった場合
- (7) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (8) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と推測されるにもかかわらず詐術を用いた場合
- (9) その他選考の公平性を害すると認められる行為があった場合

9 その他

- (1) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しません。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限ります。
- (3) 委託候補者として選定された場合であっても、その後、契約締結までの間に、虚偽による申請があったことが発覚し、又は指定の条件を満たさないことが明らかとなつた場合には、契約を締結しないことがあります。
- (4) 企画提案書の作成、応募等に係る経費は、応募者の負担とします。
- (5) 提出された書類等は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合があります。
- (6) 提出された書類は、必要に応じて複写する場合があります。
- (7) 受理した企画提案書及び添付書類は、本業務以外には使用しません。

10 問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人・事業者支援班

電話：043-223-2593

FAX：043-227-0050

メール：koure15@mz.pref.chiba.lg.jp